

建築設備に関する工事監理報告書様式集

■ 建築設備工事監理報告書（標準）

様式	1	建築設備工事監理報告書
	2	機械換気設備
	3	機械換気設備・空気調和設備風量測定記録
	4	感知器と連動して閉鎖する防火設備
	5-1	} 排煙設備
	5-2	
	6	} 排煙風量測定記録
	7	非常用照明装置
	8	給水、排水その他の配管設備
	9-1	} 避雷設備
	9-2	
	10	} ガス設備
	11	シックハウス対策用換気設備

■ 建築設備工事監理報告書（簡易版） *原則戸建て住宅に限る

工事監理報告書は、確認申請書に記載された工事監理者が責任をもって作成し、建築主事等に提出するものです。以下に注意し作成して下さい。なお、簡易版様式は原則戸建ての場合のみ使用して下さい。

1. 工事監理報告書は、特に指示のある場合を除き、原則、工事完了後速やかに提出すること。
2. 標準様式の報告書は、確認申請時に建築主事等より示された「工事計画・施工状況報告」指示書の設備関係項目と符合する様式についてのみ記載し、作成すること。
3. 標準様式の「報告事項」欄にある〔 〕内には、記号や名称等を記載するか、若しくは適切なものを○で囲むこと。
「状況等」欄は該当する選択項目のいずれかを○で囲み、「否」に○の場合は「指示事項とその手直し経過」欄に、工事監理者が工事施工者に対して行った指示の内容とその後の経過を記載すること。
4. 標準様式の様式1 建築設備工事監理報告書の『工事施工者 欄』について、別の工事監理報告書にその工事施工者の押印をした場合にあつては、この報告書の押印を省略することができる。
5. 簡易版様式の報告書は、確認申請時に建築主事等より示された「工事計画・施工状況報告」指示書の報告区分に従い報告事項の項目についてのみ記載し、作成すること。
6. 工事中、確認申請書の内容に変更があつた場合は、本書作成前に、建築主事等と協議をすること。